

議案第 30 号

調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 27 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

適用区域として国領町 8 丁目周辺地区整備計画区域を加えるとともに当該区域内における建築物の制限について定めるほか、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年調布市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改め、同条第3項及び第4項を削る。

2 前項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、法の定めるところにより建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分の床面積は、算入しない。

別表第1に次のように加える。

12	平成26年調布市告示第529号に定める調布都市計画国領町8丁目周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「国領町8丁目周辺地区整備計画区域」という。）
----	--

別表第2に次の1表を加える。

12 国領町8丁目周辺地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度	建築物の高さの最低限度	建築物の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限
商業・業務地区	建築してはならない建築物 1 地上1階の部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物（居住の用に供する玄関、階段等はこの限りでない。） 2 工場（自家販売のために食品製造業を営むものを除く。）	10分の30。ただし、主たる用途として住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物については、10分の20とする。	—	5,000平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱等の位置 1 国領町8丁目周辺地区地区計画計画図3（以下「国領町計画図3」という。）に表示する1号壁面は、道路境界線から2.5メートル以上	建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線	—	—	—

<p>3 自動車修理工場</p> <p>4 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>5 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</p> <p>6 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>7 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>8 ホテル、旅館その他これらに類するもの</p> <p>9 倉庫業を営む倉庫</p> <p>10 風営法第2条第1項第7号又は第6項各号のいずれかに該当する営業の用に供する建築物</p>				<p>2 国領町計画図3に表示する2号壁面は、道路境界線から3メートル以上</p> <p>3 国領町計画図3に表示する3号壁面は、道路境界線から5メートル以上</p>	<p>までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあつては当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあつては当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたものと31メートルとのいずれか低い高さ以下とする。</p>			
--	--	--	--	---	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。